

平成23年度第2回三重県自然環境保全審議会 議事録

平成23年5月31日(火) 水産会館

日時 平成23年5月31日(火) 13:30～16:00
場所 三重県津市広明町 三重県水産会館4F研修室
出席委員 会長：加治佐隆光 副会長：富田寿代
委員：内田克宏、大西かおり、木村京子、濱中良平、春山成子
村田芳雄、山崎美幸、山本廣視、米山宗隆
17名中11名出席
議題 「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」について

尾崎室長 開会宣言
「平成23年度第2回三重県自然環境保全審議会」を開催します。

西村総括室長 (挨拶)

室長 審議会の成立
審議会の開催は、三重県自然環境保全条例第41条第2項の規定では、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。
本日は、委員17名中、(11)名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

資料確認

- ・ 事項書
- ・ 出席者名簿
- ・ 諮問理由
- ・ 資料 1 前回の発言要旨等資料
- ・ 資料 2 環境省自然環境局「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」
- ・ 資料 3 三重県「観光レクリエーション入り込み客数推計書(青山高原、榊原温泉)のデータ
- ・ 資料 4 「基準の特例」の設定について
- ・ その他「青山高原の自然を守る会」からの文書

それでは、議事に入らせていただきますが、三重県自然環境保全条例第41条第1項の規定によると、「会長が議長となる」と定められています。会長、議事の進行をお願いします。
審議会の公開について会長から。

加治佐会長 会長の加治佐です。よろしくお願いします。
三重県情報公開条例第43条の規定に基づく「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、本審議会を公開といたしたいと思いますが委員の皆様よろしいでしょうか？
ご意見が無ければ、公開といたします。
それでは、傍聴人及び報道関係の方にご入室いただきます。

傍聴人、報道関係者 入室、着席、「傍聴心得」

審議開始

加治佐会長

では、資料1にありますように前回の審議会で出された意見等に対し、まず、事務局から、県としての回答をお願いします。

松岡副参事

第1回審議会の意見、質問に対する県からの回答及び説明（資料1～4）

（質問等）なし

会長 次に、政策部土地資源室から。

土地資源室（三重県政策部都市資源室副室長 和氣城太郎）

資料1大きな3番の環境影響評価に関する事項この中の12番について説明。
設問「三重県新エネルギービジョン策定委員会をしているが平成32年目標で風力発電所を増設し、現在の3倍としているがそれでも現在の7%程度でパブリックコメント中間案はどうなっているのか」について
新エネルギービジョンについての説明。
平成12年3月にこの新エネルギービジョンを策定し、その後三重県の新エネルギーを促進していくという取り組みをし、10年の計画を迎え、新しい新エネルギービジョンを策定するというのを取り組んできた。その策定の途中でまず今

年度3月8日から3月30日の間新エネルギーについてパブリックコメントで県民の意見を聞き、その段階で中間案という形をとっている。

まず、この中間案で定められた、風力発電所を含めた、太陽光など新エネルギーの三重県内で消費される目標は、中間案では7%としていたが最終的な中間案ではもう一度試算をし直し、最終消費エネルギーの占める割合を10%という目標を定めた。

仮に三重県内の新エネルギーを一般家庭の消費に換算すると、約43万軒分に相当します。

三重県約60万世帯全部の新エネルギーを仮に家庭で使用したらという試算。中間案は仕上がっており、次は6月議회가、次の9月議会で新エネルギービジョンの承認を得、正案にするという計画になっている。

このため、パブリックコメントをとっていたが、3月8日から3月30日の間に東日本で大震災が起こり、その後、原子力発電所の事故を受け、我々の中部電力管内でも5月14日に浜岡原子力発電所の全面停止という事態になった。

これに代わり三重県は5月16日に三重県エネルギー対策本部というのを知事をトップに組織を立ち上げ、エネルギーが逼迫する状況に対策をしていくということに取り組んでいる。

この対策本部の中で、震災を受けて、原子力を中心に国が14基を増設し、これから2030年までには50%原発でまかなうというふうにある程度原発のエネルギー政策の柱に据えていた、そういった政策そのものを根本的に見直していかなければならないという状況にあり、国の方はエネルギー基本計画なるものを策定していくので新エネルギービジョンも大幅に見直すというのを受けて、私共の方の新エネルギービジョンにつきましても、現状を踏まえてさらに新エネルギーについて強力に推進をしていくという確認をし、今年中には新しくまた新エネルギービジョンをまとめなおし、今年度中には議決案件ということで、議会に示して正案という形を作っていくたい、そのように考えている。

私たちのエネルギー政策に関する考え方だが、三重県内には原子力、立地はないが先ほどの浜岡原子力発電所は中部電力管内では14%が私共三重県の占める割合になっている。

今回これが停止するということにつき、この夏は一般的には8~10%が予備率、ある程度の余裕分が、もうそれを切って5%しかないということが中部電力の見通しである。

従って、一方で私たちの生活の中で省エネルギー、節電等の取組みをすることになると、三重県の新エネルギー、原子力に代わるエネルギーは、多くの選択肢がない。

中部電力は石油エネルギーで今まで休止していたものを再稼働させるという形を

とり、現在対応に追われているが、一方では地球温暖化という形で石油の火力にそんなに頼るわけにはいかないという問題もある。

石油代替エネルギーのL L Gなど以外で次世代のエネルギーなどを今後さがしていかなければならない。これは、世界全体でのエネルギー問題である。

三重県のエネルギー政策として、以上の観点でやはりエネルギーの選択肢の一つとして風力、太陽光等の新エネルギーについて、今まで以上に強力で推進していきたいと考えている。

(質疑応答)

大西委員

新エネルギーに占める風力発電の割合を聞いたが、県内の最終エネルギー消費量に占める現時点と将来の目標、比率

土地資源室

はい。現在の目標、エネルギーの最終消費で新エネルギーで10%、そのうちもし仮に風力だけというふうに換算しなおすと0、8%。約1%弱くらいになる。

理由は、風力発電所が非常に小さいというよりもそれ以外のコージェネレーション、熱利用をするというもの、特に工場とかそういったところでは大きなエネルギーを生み出すと同時に熱も生み出しますので、そういったもののコージェネレーションが多くを占めるということで、相対的には小さく見える。当然風力も大きな必要なエネルギーの一つというふうに考えている。

大西委員

現在の値？

土地資源室

現在のエネルギーの消費量の占める割合については、現在のエネルギー量の資料が今手元がないので、詳細は不明。

21年度の実績なら、新エネルギーが全体のエネルギーの約3%を占めています。新エネルギーに占める風力発電の割合約1/5、二割くらい。その3%ですので、1%。全体の単位は大きいがそんなに大きく変わらない比率。

会長

前回の質問が出たときに「1%は小さいのではないのでは？」という意見があったが、今の説明を聞くと、大きいと感じる。1%が小さいのか、それとも皆さんから見るととても意義ある大きいものなのかというあたりを説明してほしい。

土地資源室

1%が今大きいのか小さいのかというご質問をいただきましたけれども、相対的な話で言えば当然100%のうちの1%と言うことでいえば小さく見えてしまうと思いますが、先ほども申しました通り、今後のエネルギーを考えていく上で、今現在中部電力管内だけでお話しすると、14%が原子力発電所でまかなわれて

いたと言うことを考えれば私達はその14%のエネルギーをどこから調達しなければいけない。この予備率が8~10%と言うのが適正なものですが、実質的には5%しかなく、まだ予備率には足りていない。実際外気温が1度上昇すればその量は2%上がると言われている。従って5%の余裕は、約2%の余裕に減ってしまうということ。1度で2%。私共が仮にここを切ってしまうようなことがあったらどうなるかということだが一瞬のうちに全停電になる。

発電量と負荷を比べたときに負荷が発電量を上回ってしまうと発電機の方に大きな電流、過電流が流れてしまって、一瞬にして負荷を切り離しますので、一瞬にして大停電というふうになる。それは大変危機的な状態。実際に電気を運用しているときはこの1%の部分でクリティカルな、そんな状況をこれからしばらくは綱渡りしなければならない。私達の生活は、そんな中で考えてみたら1%というのはそんなに馬鹿に出来るような数字ではない。それがあつたおかげで、大きな停電にはいたらない。そういった考え方も一方ではできるかと思う。

村田委員

風力発電、自然エネルギーの風力発電というのはもともと、火力発電を補完するものであるという風に認知している。震災によって状況は変わってきているが、風力発電の電力量がどの程度火力発電のCO2の削減に役立っているのか、その辺の数字を知りたい。

土地資源室

風力発電所を増やしても、火力発電の補完的なものとしての位置づけなので、そこが要するに火力を減らしていくということに寄与しないのではないのかという質問か？

風力発電所に限らず太陽光発電所でもそうである。

自然エネルギーというものは当然自然の風、もしくは太陽の日照等の影響を受けるので大変不安定で、これは課題になっている。また一方でコストという課題もある。

質問に対し、少し違った例で答えると、私たちが一般の生活の中で節電に取り組んでいく、電気を消すこの行為は無意味か？

というのはマクロの考え方では、今の質問のように無意味のように思えるが、ミクロでは、このようなことがおこっている。電気を消す、電気を消したことによって実質的には負荷が減る。発電所の方ではどのような動きをしているかというと、中部電力管内、西日本ですから60ヘルツ一分間に60回プラスとマイナスを繰り返している60ヘルツで受けているが、それを消したことによって負荷が軽くなって60.1ヘルツになる。要は負荷が軽くなったので、発電機の回転数が若干上がります。で、そのことによって今度は回転数が上がりすぎたので、それを絞るような形でアクセル、用は燃料の噴射をゆるめる。水力発電所ならラン

ナー弁というのがあって、それで水量をぐーっと絞り込む。でその周波数は60.1ヘルツから60ヘルツにまた戻る。これは瞬間で起こる。1サイクル0.02秒くらいの間の世界の話。私達が節電するということはそういう形でやはり発電を進める。だからそのために私達が節電の活動をしている。そのことは寄与します。では一方で風力発電はどうかと言う話では、当然風力発電所が運転をすれば、その瞬間のエネルギーというのは火力発電所ではまったく同じ状況がおこる。周波数の負荷が上がってしまうために又上がって、そしてその分だけ絞られます。燃料は消費が抑えられる。

ただ、微小的なことであり、形状全体があまりにも大きすぎるため、一瞬の事で終わってしまうので、あたかも何も起こっていないように見えるだけ。

この現象というのは、新エネルギーが占める割合が大きくなればなるほど、当然寄与する。

質問の中でそれは何 Kwもしくは何リッターの原油の削除と言われたら、中部電力管内でのエネルギーと系統はどのような連携になっているかという子細を把握していないので答えられないが、理屈のうえではそういうこと。

村田委員

理屈ではわかるんですが、実際どの位という数値は出ないのか？

土地資源室

数値そのもの自身は火力発電所だけにとどまらず、ちょっと前なら浜岡原子力発電所もあったが。周波数自身はだいたい原発であるとか、それから出力の変動を調整しにくい火力であるとかそういったところはペース運転ということになる。

もし系統に影響があったら周波数を調整しにかかっているのは何かといったら比較的出力を調整しやすい水力、あったものを絞り込むという後の周波数の負荷の水準。そういったものを受け持つ。水力発電が絞り込めば、その分水を使うのが少し温存されるので、それは廻り廻って全体のエネルギーでは消費される分が、幾ばくか抑えられるという形になっている。ストレートに原油が、もしくは出力が太陽発電所で何キロワット削減できているのかというのは答えにくいというのはそういう意味である。

村田委員

新エネルギーをどんどん開発していくという話で、中部電力が考えている新エネルギーというのは、風力か、風車か？

土地資源室

中部電力の人間ではないので、子細は答えにくい。

新エネルギーのことについても負荷があるので、話をしますと、中部電力が考えている新エネルギーについては、おそらくこういうことだと思います。太陽光発電という形で、今だと中部電力が有している中部電力管内で2箇所大きな太陽

光、メガソーラーは、そういった意味では太陽光発電はシェアにはいっていると思う。一方、私達先回、経営2030ビジョンという中部電力の中間報告を見せてもらったが、その中でも、新エネルギーの中で風力発電所というふうな形で自分のところの社内の計画の中でも、明記されていたので、今の質問でいいますと、新エネルギーの中で風力発電所、こちらのほうも充分中部電力は念頭に置いているというふうには推測できる。

村田委員

風力発電の計画としては尾鷲から北の鈴鹿山脈の山の上に風力発電をずっと作っていくと大変な自然破壊につながると思う。このまま、風力発電を山の上にずっと作ると、三重県は自然破壊日本一になってしまうと思うが、その辺の自然環境の保全と、新エネルギー風車の建設についてどのように考えているか。

土地資源室

自然破壊の部分と風力という観点ではなくて今現状の計画の中でどのように推移していくかということだけお話をさせていただきますと、今県内で事業者がそれぞれ計画をあげてきている部分については南の方は紀北町あたりからずっと計画がある。

ただし、まだ十分な風況調査、(風そのもの自身が充分にあってそしてそのもの自身が年間を通じて事業の採算ベースに合うかという詳細な調査)はされていないと理解している。

現状、風力が設置できる場所、さきほど洋上、海上の例もあがったが、洋上等についてはまだ、実用化に向けては様々な課題がある。

波の上で暴れる、もしくは漁協補償の関係、どうやって杭のような形で固定をするか、出来たエネルギーはどのように運ぶか、大変洋上も期待はされているもののまだまだ実用化するためには課題が多いと思う。

一方、今回計画されている風車は既存の風車があって、どれくらいの風力が見込めるかというのが充分にわかっている。

そういった部分では、他の箇所ではいろいろな不確定要素がある中、少なくとも今回の立地場所に関してはそういった計画の中で風車を設置する中で様々な条件があり、送電線、道路、地元協力、そういったものの条件が私たちの中では、三重県の中で最も整っているなら、今回の計画はその中でも整っていると理解している。

土地資源室 業務都合により退室

会長

続いては番号順に、1番から7番まで事務局から説明。

事務局

事務局自然環境室松岡です。

1 番の事項について説明。

前回の審議会でご質問が出ておりました、「特例基準を検討することについて」、「野生生物の生息又は生育上のその他の風致又は景観上重大な支障を及ぼすものと」という項目を審査基準の特例としなくてもいいのかという質問。

それについての県の考え方（資料 2）

環境省の自然環境局が平成 16 年 2 月に出している「国立公園内における風力発電施設における基本的な考え方」。

4 ページ：ここに基本的な方針と言うことで、基本的な考え方が述べられている。3 の（2）を読み上げると、「国立、国定公園内における風力発電施設の立地に必然性及び、公益性の考え方ということで、自然公園法においては、公園の保護上の支障が必ずしも少なくない行為であっても立地の必然性を含め、十分な公益性が認められる行為については、公園法に係る公益性と比較、考慮の結果、風致、景観上の支障軽減措置を十分に考慮した上で、許容される場合がある」と、述べられている。

8 ページ：その中の中程のウ「特定の目的・条件を有する場合等」。

ア又はイの地域内において、以下の要件に適合するものについては、自然景観や生物多様性への影響に対して十分な支障軽減措置が講じられた場合に許容しうるものとし、それぞれの内容に応じて「審査基準」「通知」への記述、あるいは自然公園法施行規則第 11 条第 3 1 項、今は 3 5 項になっているが、3 5 項に規定する「基準の特例」の適用等の措置を行う。ということが特例が認められると考えられるということが書かれています。

丸の二つ目、「地域の自然的、社会経済的条件から判断して、通常基準を適用することが適当ではないと認められる場合」がある。

下の例、一「既に相当程度自然景観の改変が進行している地域であって、計画地周辺の風致景観に及ぼす新たな支障が比較的少なく、かつ地域に特有の社会的条件等から立地の必然性が極めて高いもの」とある。これが該当するのではないか。

周辺には、テレビの中継アンテナ、反射板等がある。また、青山高原線も既に設置されている。それと、地域特有の社会的条件ということであるが、さきほど、資源室が申したように新エネルギーを推進しているという点、それから、道路、送電線等、立地も優れているという点もあり、この条件に当てはまるのではないかと考えている。

なお、野生生物の特例基準の設定の件については、国が示している考え方を踏まえ、青山高原での、自然景観の改変の程度を考慮し、展望とか眺望の特例基準をここで考えており、野生生物についての許可基準の特例は考えていない。

1 番について県の回答は以上。

会長

2 番は青山ウィンドファームから説明

AWF（中西社長）

中西社長挨拶。

青山高原ウインドファーム概要説明（津市、伊賀市、中電のグループ会社のシーテックの三者による第三セクターである。現在青山高原に750キロワットの風力発電機を20基合計一万五千キロワットの設備を保有している。

8年間稼働し順調な操業をしており、毎年安定的に発電した電気を中部電力に配電している。その結果、CO2削減により地球温暖化防止、並びに安定した純国産エネルギーを供給しているという意味でもエネルギー責任この二つの点で、私達も微力ながら貢献をしていると思っている。

今回、このような実績あるいは経験、ノウハウを生かし現在の建設地に2000キロワットの風力発電機40基を合計8万キロ、計画し、景観を検証した。

三重県の条例により環境影響評価も実施し、その結果を評価書としまとめて提出した。

この環境アセスの課程において県行政、あるいは委員会の委員の先生から環境に関するいろいろな指摘・指導をもらい、できるかぎりの対応を積み重ねてきたつもりである。自然公園内で事業を行うということを十分に意識し、また津市、伊賀市と一緒に事業をやっていくということを自覚し、自然環境への負担軽減という面で事業者として最大限の努力をして参りたいと考えている。ぜひ、ご理解をいただきたい。

また、先ほど述べた地球環境への貢献あるいは、エネルギーセキュリティーの面において、この増設により、一層貢献可能と考えている。

の説明

環境アセスメントの実施過程での自然環境の配慮について技術部長の鈴木から、質問事項に関する回答は、当社環境部長の瀧野のほうからご説明する。

AWF（鈴木）

平成20年11月にアセスの評価が成立し、平成22年の11月に事業書に関する知事意見があった。その意見に対する事業書見解送付書、これをもって平成23年2月、指導内容を評価書（資料編）の事業概要そのまゝに概略として今までの経緯を説明。

青山高原ウインドファーム風力発電 増設事業に係る環境影響評価書（資料編）
P2.2-1からP2.2-13の説明

AWF（瀧野）

質問項目2、3、4、5への回答

事業者回答資料 P1～3 参照

会長

次は三重県から

松岡副参事

6, 7、観光客の推移について。

資料3のグラフより。

三重県観光レクリエーション入り込み客推計書からの平成8年度から直近の21年度までの統計データ。

風車4基稼働が11年5月、20基については青山ウィンドファーム、15年の4月ということ。これを見ると、県全体としては若干の減少傾向だが、風力施設が影響していることではないかなといえる。

6、7については県からの回答とした。

(委員質疑応答)

村田委員

1ページの2の風力施設の稼働率、施設利用率25%は低いのではないかと？

AWF

稼働率よりも利用率。25%は、風車をフル出力で年間8760時間、回したときの電力量に対する実際発電したエネルギー。風車は風で発電し、青山高原の風は全平均で約7m、津のこの辺の値は4m台でこの値の1.7倍から1.8倍風が吹くが、推奨値とか、目標値20%から26%で大体事業採算性が採れるような仕組みであり、これまでは補助金等の支援等で成り立っていた。そのため、25という数字は妥当であると考えます。

参考までに、太陽光発電は風車の半分の12%くらいが、太陽光発電の施設の利用率になる。

村田委員

日本はで、ヨーロッパや北海道では平原地帯に建てているが、山岳地帯への設置はどうか？

AWF

世界的な風力発電機を設計する風速3段階では、クラス1が年間平均風速10m、クラス2が8.5m、クラス3が平均6.5ということで、世界標準の中では7mという位置づけは6.5をちょっとオーバーする力、風速的にはそんな高い方ではない。

しかし、島国である日本は、大陸の風・気象条件とはだいぶ違い、7mは、日本の国内では大きな方という位置づけになると思う。

村田委員

CO2の削減等が目標とされたが、どのくらい削減することができるのか？

AWF

増設計画の発電量としては、197GWhというのを出しているがこの発電により、火力から移り変わる削減分、ドラム缶で言うと、25万本相当になる。

よって1年間、風力施設で発電すると、ドラム缶で25本分の削減になる。

大西委員

年間発電量について。

現在32GWhというのは20基の発電量だと見受けるが、今回の増設計画では40基であるというふうに提唱されている。なので、単純に考えたら64GWh程度が通常の年間発電量になるのではないのではないか。

AWF

それについては、発電機の大きさが違う。750Kwという出力の発電基が20基に対し、今回増設するものは一台で2000Kw、これが40基で8万キロワットくらいあり5倍くらいということ。

大西委員

現在より大きい風車がつくということか、それとも機能が上がって大きさは同じで、発電力が高いのか。

AWF

750kwの分は、羽根の1辺が25メートル、ブレードの直径は50メートルに対し、今回計画の2000Kwというにはブレードの1辺の長さが40m、経にすると80m、当然風力、エネルギーは面積に比例してくる様な感じ、実質は面積の三乗に比例するが、そういう格好で、面積で風を捕まえて発電するということ。

会長

8番目の具体的な被害は。

AWF

質問項目8への回答

事業者回答資料 P.4 参照

会長

質問の11項目のアセスの環境影響評価について説明。

生態系については「日本野鳥の会」と「青山高原の自然を守る会」から私宛に資料が届いたので、事務局から内容説明。

事務局

事務局から内容の概要を説明。

まずは、日本野鳥の会三重支部の平井さんから三重県知事宛に提出された評価書への意見：「青山高原風力発電増設事業は今すぐ行うべきでなく、県は第1種特地域の改変を許可すべきでない。」という意見。

上記理由は4点。

1点目は「風力発電の有効性への疑問である」と、「風力で発電された電力は極めて不安定なものであることから、現状では火力発電で制御、燃料節約するのは極めて困難である」という意見。

2点目としては、「レーダー観察の示したものであるということで、評価書にあるが、レーダー観察によると鳥は既設の風車を回避している。増設計画では、長野峠から青山高原三角点まで切れ目なしに風車が林立することで、渡り鳥はそれを大きく迂回することとなり余分なエネルギーを消費し、生存率が下がることが考えられる。」という意見。

3点目は、「評価書についてはごまかしがあるのではないのかということで、鳥類への影響についてのごまかしクマタカ・ノスリ・ヨタカ・フクロウについての調査・評価が不適切である。」

4点目、「第1種特別地域での道路建設ということで、第1種特別地域の改変は大きな問題である。当地域は、ツツジ群落、クマタカ、ノスリ、ヨタカの生息・繁殖など豊かな自然を維持している地域である。」ということで、最初に述べたように、意見としては「青山高原増設事業は、今すぐ行うべきではない」というような意見が三重県知事宛に出されている。

それと、二件目として、これは審議会の会長さん宛に先週の金曜日出されたものだが、内容はこの資料に添付。

記載内容は、要望「青山高原ウィンドファーム増設に際して、自然公園法の特認を認めないようにされたい。」理由「この計画に関して、自然公園法の特認を認める必然性と公益性がないことが最近の情勢により明らかになった。」ということ。2点目と致しまして、「事業者の提出した環境影響評価書は、知事意見、津市長意見、伊賀市長意見を無視し、方法書への意見からわずか1年で準備書を提出し、準備書への意見からわずか3ヶ月で提出された。」ということで、自然公園法で定める生物多様性に影響がないことを明らかにしていない。という意見が理由とされている。

要望内容と理由の詳細としては、7点あり、

「今回の計画は室生赤目青山国定公園において自然公園法で守ることが定められた自然景観を著しく破壊し、開発行為の認められない第1種特別地域に管理用道路を建設するものであり、自然公園法第二十条の3に反する。」

「これまでは、自然エネルギーとして期待され、青山高原への設置が許可されたが、県内で多数の風力発電所建設計画があり青山高原以外に適地がないわけではない。」

「全国と世界の風力発電の状況から、自然環境や住民に対する被害が大きい。」

「発電実績が悪く、発電が不安定である。」

「不安定な風力発電の発電システムを解消するための、大型蓄電池の開発やスマートグリッドの開発が構想段階である。しかしながら、風力発電機の寿命は十数年である。また、

電力系統で役に立つ原発の停止で電力が逼迫している状況では、電力系統全体を危機に陥れる可能性もある。」

「再生可能エネルギーはまずは自家消費を基本とし、電力系統全体への大規模な導入は慎重にするべきだ。」

「現段階で自然公園法を形骸化し、風力発電をイメージのみで推進することは、安全対策が不十分なまま、補助金と優遇策で推進を続けた原発の二の舞で、三重県の貴重な自然環境に重大かつ回復不可能な破壊をもたらす恐れがある。」という内容。

会長

項目の10件目

事務局

条例に基づくアセスを行っている1社以外にもデータがあれば提示してほしい。」について

アセスはこの1社のみで行っており、我々としてはデータがない。

11番目「アセスが県に上げている資料で閲覧可能なものがあれば提示してほしい。」

これは全て冊子三冊がある程度のもので既に提示済。

会長

生態系のところ。ご意見、ご質問あれば。

木村委員

パブリックコメントでは、猛禽類とか鳥類とかは渡り鳥だから一時的なものなので、それほど影響はないということだが、実際には繁殖している猛禽類もいるし、ノスリは三重県ではここだけなので、影響は大きいのではないかと思う。

AWF

既設の風力発電施設についてそういう影響がありましたかという質問だったので、そのような答えになっている。見解も増設に絡むアセスの問題とは別の問題。

木村委員

そうすると影響というのはどのようにお考えか？

AWF

その件については、後ほどの質問のときに答える。

会長

質問の20の時に説明。

大西委員

資料2。国立、国定公園内における風力発電施設のありかたについての考え方、そちらの6ページに、環境省が「特例で、国立、国定公園内に風力発電所を設置するときの、指標」が記載されており、その中に鳥類、コウモリ類等と明記し、猛禽

類をはじめとした野生生物の生態系に及ぼす影響に係る調査データというのが今現在ではほとんどないというふうに書かれているが、コウモリ等の調査についてはどのようなになっているか？例えば霞網等をかけていないという意見も見受けられるが。

AWF

青山ウィンドファーム増設に関わるコウモリ類につきましては、青山高原の旧トンネルには、コウモリが住んでおり調査した。評価書のなかに「当開発地域のなかでは鉄塔並びに、送電線が建つだけでは、この場所では問題がない」という結論であった。

大西委員

一箇所の調査ポイントしかないのか、もしくは、当該地域で実際に霞網等の調査をしたのか？

AWF

調査は、バットディフェクター採用。コウモリ特有の周波数、夜間調査において、事業所内を歩いてバットディフェクターに反応があるかを調査。風車の開発に関しては、調査なし。その近くでも不明。

会長

他に生態系の影響について意見等なければ、質問13～16に進める。

AWF

整理番号13、18、14-16への回答
事業者資料P.5-14参照

三重県

県から17について回答。

「基準の特例を設けることについて、結論を急がないでほしい」ということについて。3月3日に申請があり、許可、不許可の判断をする必要があるので、ある程度の時期には、審議会の結論を出す必要がある。

会長

では、引き続き18番。

AWF

整理番号18-22への回答
事業者資料P.5-10、15-18参照

会長

審議。

村田委員

猛禽類に関しての発言について、「そこにいけなくなったらどこかへ行くだろう」というのは環境影響評価委員会でも発言が出ているのか？

イヌワシの場合も、環境影響評価委員会で、同様の話が出たというが、それは、違う。なわばりを外れてよそへ行ったら攻撃されるため、他への移動は出来ないはず。クマタカも同様である。

山岳の稜線上の風力発電は非常に複雑な風の吹き回しがあるため、それに対処できる風車を作る必要がある。

ツツジ群落については、分断部分の植え付け方法に疑問がある。景観の変化はどうか。

会長

質問についての回答を。

AWF

クマタカのなわばりについて。

クマタカについては、他県で確認済だが、毎年飛翔の範囲は変わっている。縄張りがあり場所が動かないということについては、現在確認している2つがいについて事業実施区域のほうで、今までは1つのグループでは最大行動圏、1番遠くへ飛んだときそれぞれの縄張りが重なる所もある。

笠取地域では、クマタカが20年に営巣したところでヒナをかえしたが、21年の10月に木の上部が折れた。その巣で22年もヒナをかえした。ということで、クマタカは相当タフ。確かに縄張りがあって動くことはないだろうが、今回の調査では影響が非常に少ない。

風車の稼働率について。

93%という数字は非常に大きい。他所での初期的な故障、日本にあわず故障、雷・台風による故障等がある。修繕費が出せず停止しているものもある。

補助金について。

今後、電気に関しては買取制度となる予定。電気を電力会社が買い取り電気料金に反映することが可能になる予定、そのため、補助金制度は適用されない。

景観について。

風車は風を受けるために山の上に建てるため、当然、稜線も越え分断するが既設の風車景観があるため、問題なく受け入れられるという評価。

ツツジ群落については、細心の注意を払い移植をし、三年で自然に生育できるようにする予定。

木村委員

「ノスリ、クマタカ、オオタカが他地域では生息できない」の点については間違いではないか。

クマタカ、オオタカに関しては、県内の他にも生息するため、ここがなくなってもというような考えになるのか？しかしながら生態系の頂点に立つ鳥類であり、青山高原の生態系にとっては必要な存在になる。

ノスリについて。三重県内では青山高原のみ。ノスリの好む低木、草原等で繁殖している。既設の風車においてはノスリのバードストライクは見られなかったという話だったが、今度は今まで以上に大きな風車を作るなら、ぶつかる可能性はもっと拡大するにもかかわらずこれに対して何の補償も作らないという根拠はどこか。

AWF

バードストライクに関しては、当然事後調査の対象。

事後調査をし、バードストライクが発生し、飛翔地ルートが判明すれば、他の事業者において風車をその時間帯止めている事例もあるため、考慮可能。そのためにも事後調査を充分に行う。

内田委員

撤回という発想はないのか？

7ページの写真と12ページの写真に、改造後の地域の状況写真がある。網で囲った中は確かにこういう形でよいが、この部分だけが元に戻っても植栽され、草が生えたとシカがえさを食べに来る。管理道路以外を、元の植生に戻せるか？大台ヶ原のシカの問題は、開発によって伐採、植栽された後、シカがたくさん増えたということです。

AWF

撤回については、地球環境の保全と、自然環境の保全、このバランスからか×という考えはない。

そのため、今回青山高原で我々が自然環境を考慮し、尚かつそれ以上のCO2削減による地球温暖化への効果をあげることが国策でもあり、純国産エネルギーの供給という面で、より以上のメリットがあると考えている。

自然環境保全につきまして、出来る限り、もちろん一企業ですから限界、制限はあるが、がんばって自然環境を守る努力をしていく。

したがって、現在、20基の実績で8年、建設から10年経つが、私達が管理しているところに関しては自然環境に常に目を光らせて、少しでもそういうところがあれば私達の予算の許す限りで、計画的にそれを改善する努力をする。

この事業は非常にメリットのある、意義のある事業だと信じているため、撤回の意志はない。

シカ獣害対策について。資料編の17に基本的な植栽というのがあり事業地の近く、道路の近く（発電施設予定地を除く）は、極力獣害防止柵で囲って、植生を保護していく。柵の中に関してはいわゆる一般の草を植え、シカが好んで食べるものもそこに植え、道路付近については柵は作らず、保安林の中ではいわゆる高木を植えるという決まりがあるため、シカが食べないアセビやツツジの植栽を行う。

内山委員

この写真は？

AWF

上はシーテックの例、下は750Kwで既設の6号基という風車の周囲に生えているのはアセビの木だが、やはり環境影響評価委員会では、草が生えてシカが増えるのではないかという話があるため、極力そういうことのないように努力する。

内田委員

この周辺の山に食害が出ている。管理する場所以外は出来るだけ囲うように。周辺の林業家の被害が大きい。願います。

会長

他意見等？

春山委員

この資料の中には、ここに住んでいる方、あるいは訪れた方の意見等は書いていない。通常景観に関わるアセスメントも実際それを見て施工者側は大変いい景観と思うかもしれないが、施工者がよいと思っている景観が必ずしもよい景観とならない場合もあるため、風車自身、足りない部分をプラスにするような、何%というように作っていくものだと思うが、それなら大体実施しているものは少なくない、失われていくものは少なくないと思うのですね。

アセスメントの所も、写真を見た時に、計画によって全然違って、風車自身が私達に貢献してくれているものだという見方もあるかもしれない。今は施工者側の意見だけしか聞いていないので、そういう所を考えた方がよいのではないか。

AWF

景観のアンケートについては評価書の6-11-14で、青山高原の景観についてのアンケートを行った。評価書では地元説明での意見も掲載。榊原方面は好感。景観については、人それぞれの感じ方があるため、必ずしも反対意見ばかりではない。

大西委員

質問。

申請者からの説明では、野生動植物の生息、又は景観維持上重大な支障で及ぼさないと判断されるというのが理解できた。

しかし、影響評価書の9-1-12の最後、パブリックコメント（一般市民からの意見）に対する事業者の見解について、審議会の会長あての意見書（青山高原を守る会）で、「結局、上記の回答では不十分で、鳥類に関しては渡り、群れ等があって、風車に影響されているのではないか？」という質問がある。

今の説明「アセスの結果」が全てか、それとも市民が意見書としたものももっと真実に近いかについて審議会で、議論が必要。

環境省の指針で「鳥類、コウモリ類については調査が足りない」と平成16年度に出、現在23年度ですので、かなり期間が経ってデータも集まっているので

はないか。

審議会あての意見書というのをどういうふうに出すかの審議が必要。

会長

どちらのデータが信用できそうかというあたりは事務局で意見を対比させるようにまとめること。

木村委員

景観について今回特例を設けることについて審議会に諮られた。にもかかわらず、事業者は「景観上問題がない、いい風景と思う人も多い」と発言しているが、そうでないという意見も多い。

そのあたりの評価方法について、審議会はどのように評価をするのか？

以前は風車というものがほとんど存在しなかった頃に「青山高原に白い風車があってヨーロッパの風景のようすばらしいじゃないかという、そういう非常に良いイメージ」の中で実施されたアンケートで、低周波、自然、生態系への影響等多くの問題が出てきている中で一般市民の意見が変化している可能性もある。

また、自然環境というのは一度破壊されてしまうと、ほぼ元に戻らない。景観も破壊後、元に戻すというのは非常に難しい。生物多様性の観点からは、現在の私達が関与するだけではなくて、将来にもそれと同じものを残すべきという考え方、景観についても同様に同じようなことが言える。

春山委員の「100年後この風力発電の風車が歴史的遺産として評価されるか」という意見についても審議会としてどう考えるか？

会長

身近なところで私達はその写真を見て各委員がどう思ったかということくらいは即座に皆様の意見を集めればできると思うが、100年後の話は、春山先生に。

春山委員

わたしは資料の6-11から6-12のところを見ずに意見をしたのですが、今、見ると景観に関わるもので、通常だと、「どういった所に住んでいるのか？」「この景観が良い、悪い」という聞き方をしなければならぬがその聞き方にもなっていない。やったことに対して全体の何%にしかかかっていないような気がする。私は風力に関して決してノーではないと思っている。必要があればいいかなと思う。

景観に関してはいろんなものの考え方があるので、どんな風な風車の設置方法が良いか、あるいは違う形のほうが良いかなど。というのは、例えばヨーロッパ等で多く、使う人の近くにあれば、目に見えて我々が使っているものだというふうに意識が出来る。近隣住人は、その恩恵は少ない。そこにはギャップがあって福島原発と同じことがおきる。

言いたことは何かと言うと、もう少し丁寧ということ。

室長

委員の発言を受け、現地見学を提案。

規模的に同等の風車も付近に建っている建設予定地を見ることによりイメージしていただきたい。

もう少し丁寧という指摘に対しては、何ができるかは検討。

春山委員

例えば、写真360 について、アセビ、ツツジについて、何メートルのところだったら眺望を阻害しないとか、2メートルになると阻害する等を初期段階でシュミレーションする方法。

事務局

資料中でも提示されているが、もう少しわかりやすい形でできるなら整理したい。それと100年先の話、自然公園法上は、仮に許可しても、撤去計画も必要。適当な時に更新しようと思えば変更になるか、改めて手続きが必要かどうかは不明。その時々でチェックがかかる。

AWF

アンケートについて、評価書の6-11-1では、夏、秋、春と三回行った。平成20年8月24日から21年5月2日に約100人へアンケートを行い1-11-2から3に内容を記載。風車のない時のアンケートではない。発言訂正依頼。

濱中委員

24ページ、評価書は1、2、3、4、会社が評価した順番で1-1というのが重要な地点、ここしかない位置ということでよいか？

AWF

添付書類で1番右が総合評価順位。事業社サイドで評価。

濱中委員

なぜこの場所なのかという素朴な疑問？

AWF

評価項目については、事業性、環境性そういったものを総合して評価される。

26ページ、特定指令マップ（NEDOという国の関係団体が出しているもの）赤いところは風がよく吹く箇所（山岳地）。今回計画している（2）の青山高原、これは現在も我々の750Kwの風車等を設置済。鈴鹿山脈、美杉等全部で8箇所を比較。風力発電の売価価格、あるいは補助金のシステムからいくと風は約7メートル以上で採算性がとれることが条件になる。そういう箇所が対象になる。

事業に関連し、運搬、送電線等を含めた青山高原の風車の総出力で評価を総合評価し、概算事業費を比較すると、全部で8箇所、うち5.6は他社計画している事業地を除き3箇所から1、2、3という順位をつけた。

濱中委員

8番の場所は約10年前に立ち会い、風が来なかったという結果が出た。
この既設の20基と、今回計画の40基で日本最大になるのか？

AWF

全部で91基。8万キロと既設が1万5千キロで9万5千キロの風力発電出力になる予定。隣接するシーテックが1万8千キロ、さらにシーテックの北の方にあるのが、2千キロ19台で3万8千キロ、全部合算すると 青山高原で。単体の会社の規模では、8万キロの増設をすると、この増設分だけで日本一の風力発電施設になる。現在第一位は新出雲の7万8千。

会長

それでは次回は現地見学を予定。希望コースについては、日程調整時に希望を伝えること。

事務局

平成23年第2回三重県自然環境保全審議会を終了（閉会宣言）